

# 社会福祉法人つくし会 特養 利用料金一覧表

(平成30年4月1日改定)

(単位：円)

## 【 関 生 園 】

介護度	基本単価	加算等	負担段階	食費	居室料	1日合計	1ヶ月負担額
要介護1	663	118	第1段階	300	820	1,901	58,931
			第2段階	390	820	1,991	61,721
			第3段階	650	1,310	2,741	84,971
			第4段階	1,380	1,970	4,131	128,061
要介護2	733	118	第1段階	300	820	1,971	61,101
			第2段階	390	820	2,061	63,891
			第3段階	650	1,310	2,811	87,141
			第4段階	1,380	1,970	4,201	130,231
要介護3	807	118	第1段階	300	820	2,045	63,395
			第2段階	390	820	2,135	66,185
			第3段階	650	1,310	2,885	89,435
			第4段階	1,380	1,970	4,275	132,525
要介護4	877	118	第1段階	300	820	2,115	65,565
			第2段階	390	820	2,205	68,355
			第3段階	650	1,310	2,955	91,605
			第4段階	1,380	1,970	4,345	134,695
要介護5	947	118	第1段階	300	820	2,185	67,735
			第2段階	390	820	2,275	70,525
			第3段階	650	1,310	3,025	93,775
			第4段階	1,380	1,970	4,415	136,865

## 【 真 生 園 】

H30.4.1~

介護度	基本単価	加算等	負担段階	食費	居室料	1日合計	1ヶ月負担額
要介護1	644	141	第1段階	300	820	1,905	59,055
			第2段階	390	820	1,995	61,845
			第3段階	650	1,310	2,745	85,095
			第4段階	1,380	1,970	4,135	128,185
要介護2	712	141	第1段階	300	820	1,973	61,163
			第2段階	390	820	2,063	63,953
			第3段階	650	1,310	2,813	87,203
			第4段階	1,380	1,970	4,203	130,293
要介護3	785	141	第1段階	300	820	2,046	63,426
			第2段階	390	820	2,136	66,216
			第3段階	650	1,310	2,886	89,466
			第4段階	1,380	1,970	4,276	132,556
要介護4	854	141	第1段階	300	820	2,115	65,565
			第2段階	390	820	2,205	68,355
			第3段階	650	1,310	2,955	91,605
			第4段階	1,380	1,970	4,345	134,695
要介護5	922	141	第1段階	300	820	2,183	67,673
			第2段階	390	820	2,273	70,463
			第3段階	650	1,310	3,023	93,713
			第4段階	1,380	1,970	4,413	136,803

## 【 明 生 園 】

	介護度	基本単価	加算等	負担段階	食費	居室料	1日合計	1ヶ月負担額
従来型個室利用の場合	要介護1	557	109	第1段階	300	320	620	19,220
				第2段階	390	420	1,476	45,756
				第3段階	650	820	2,136	66,216
				第4段階	1,380	1,150	3,196	99,076
	要介護2	625	109	第1段階	300	320	620	19,220
				第2段階	390	420	1,544	47,864
				第3段階	650	820	2,204	68,324
				第4段階	1,380	1,150	3,264	101,184
	要介護3	695	109	第1段階	300	320	620	19,220
				第2段階	390	420	1,614	50,034
				第3段階	650	820	2,274	70,494
				第4段階	1,380	1,150	3,334	103,354
	要介護4	763	109	第1段階	300	320	620	19,220
				第2段階	390	420	1,682	52,142
				第3段階	650	820	2,342	72,602
				第4段階	1,380	1,150	3,402	105,462
	要介護5	829	109	第1段階	300	320	620	19,220
				第2段階	390	420	1,748	54,188
				第3段階	650	820	2,408	74,648
				第4段階	1,380	1,150	3,468	107,508
多床室(二人、四人部屋)利用の場合	要介護1	557	109	第1段階	300	0	300	9,300
				第2段階	390	320	1,376	42,656
				第3段階	650	320	1,636	50,716
				第4段階	1,380	320	2,366	73,346
	要介護2	625	109	第1段階	300	0	300	9,300
				第2段階	390	320	1,444	44,764
				第3段階	650	320	1,704	52,824
				第4段階	1,380	320	2,434	75,454
	要介護3	695	109	第1段階	300	0	300	9,300
				第2段階	390	320	1,514	46,934
				第3段階	650	320	1,774	54,994
				第4段階	1,380	320	2,504	77,624
	要介護4	763	109	第1段階	300	0	300	9,300
				第2段階	390	320	1,582	49,042
				第3段階	650	320	1,842	57,102
				第4段階	1,380	320	2,572	79,732
	要介護5	829	109	第1段階	300	0	300	9,300
				第2段階	390	320	1,648	51,088
				第3段階	650	320	1,908	59,148
				第4段階	1,380	320	2,638	81,778

※介護負担段階については市役所に直接確認下さい。

※料金はすべて1割負担の計算です。 1ヶ月の料金は31日で計算しています。

※加算内容については裏面を参照。

【加算】

加算名		単価 (1日につき)	関生園	明生園	真生園
①	日常生活継続支援加算	46	○	—	○
		36	—	○	—
②	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12	—	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	—	—	—
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	—	—	—
③	看護体制加算(Ⅰ)	12	○	○	○
	看護体制加算(Ⅱ)	23	○	○	○
④	夜勤職員配置加算	46	—	—	○
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	28	—	○	—
⑤	栄養マネジメント加算	14	○	○	○
⑥	個別機能訓練加算	12	○	○	—

【その他加算①】

加算名		単価 (1日につき)	関生園	明生園	真生園
⑦	初期加算	30	○	○	○
⑧	療養食加算	18	○	○	—

【その他加算②】

加算名		関生園	明生園	真生園
⑨	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	○	○	○
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	—	—	—
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	—	—	—
⑩	看取り介護加算	○	○	○
⑪	口腔衛生管理体制加算	○	○	○
⑫	入院・外泊時費用	○	○	○

【算定要件】

①	お客様の内、要介護4～5の割合が70%以上または認知症日常生活自立度がⅢ以上の割合が65%以上であること、痰吸引等を必要とする者の占める割合が15%であることいずれかと、お客様6名に対して介護福祉士1名の割合で介護職員を配置した場合に加算。
②	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)…介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算。 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…介護、看護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合に加算。 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…利用者にサービスを提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合が30%以上の場合に加算。
③	看護体制加算(Ⅰ)…常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算。 看護体制加算(Ⅱ)…常勤換算方法で利用者25名に対して看護職員1名の割合で配置。最低基準より1名以上上回って看護職員を配置。看護職員により24時間の連絡体制を確保。以上の要件をすべて満たしている場合に加算。
④	施設が設定した夜勤時間帯の介護・看護職員の配置で、1日平均夜勤職員数が最低基準を1人以上上回る場合に加算。
⑤	管理栄養士を配置し、各職種共同で利用者ごとの栄養ケア計画を作成し同意を得て、その計画に基づき栄養管理を行うとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録、また栄養ケア計画を定期的に評価し必要に応じて見直しを行う場合に加算。
⑥	機能訓練指導員を配置し、各職種共同で利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し同意を得て、計画に基づき機能訓練を行う場合に加算。
⑦	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合に、30日間に限り加算。
⑧	医師の発行する食事せんに基づく適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、及び特別な場合の検査食を提供する場合に加算。摂取方法は経口、経管を問わない。6円/回(1日3回まで)
⑨	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)…基本料金かわ加算を含めた単位数の1000分の83に相当する単位 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)…基本料金かわ加算を含めた単位数の1000分の60に相当する単位 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)…基本料金かわ加算を含めた単位数の1000分の33に相当する単位 ※介護職員の賃金改善に関する計画書を作成し、必要な措置を講じている場合、(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかひとつを算定。
⑩	医師が終末期にあると判断した利用者について、看取り看護に関する指針に基づき各職種が協働して、本人または家族の同意を得ながら看取り看護を行った場合に、死亡前30日を限定として死亡月に加算。 144円/日(死亡日以前4～30日前) 680円/日(死亡日の前日・前々日) 1,280円/日(死亡日)
⑪	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して利用者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、利用者の口腔マネジメントに係る計画書の作成に歯科医師又は歯科衛生士が助言及び指導を行う場合に加算。 30円/月
⑫	利用者が入院及び外泊する場合、6日間を限度として算定。ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。また「入院時のベッド使用に係る同意書」に基づき、短期入所生活介護(ショートステイ)のベッドとして使用させていただく場合は、その期間分についてのご負担はありません。246円/日